

イギリスの支那派遣使節アマリスト

(Lord Amherst)の使命失敗に就いて

矢野 仁 一

イギリス政府はマカートニー卿の使命は支那の官民に好感情を興へ、支那政府をしてイギリスとの通交を希望せしむるに至つたものであるから、この希望を空しくせしめず、通交を繰返へすに従ひその目的とする貿易の自由も自然に達せらるゝ一日あるべしと考へたやうで、この後西曆一七九五年即ち乾隆六十年にも、西曆一八〇五年即ち嘉慶九年十二月にも、イギリス王の書簡及び禮物を東インド會社船に托して廣東に送り、兩廣總督によつて轉達を求めてをる。嘉慶十年兩廣總督那彥成及び粵海關監督が諭旨を受けてイギリス人に諭したる文は、粵道貢國説に見えてをるが、それに、

大皇帝は萬國に君臨し、恩は四表を被ふ、内地外夷を論せず、均しく大皇帝の百姓である、汝の國の鐘表(時計)、大呢(羅紗)、羽毛(毛織物)等は中國必需のものでない、しかるにその貿易を許すのは皆大皇帝の外夷を垂憐し、一視同仁の恩意に出づるものである、今回の汝國王の表貢は汝等の恭順の心を表明するものであるから、大皇帝はこれを嘉賞して收受し、「汝等夷商を體恤して、内地商人を管束し公平の貿易をなさしめよ」との諭旨を下したから、汝國人の廣東に來つて貿易するものも分に安んじて禁令に謹遵し、決して違犯しないやうにしなければならぬ、管理人等も汝國人等を管

束して禁に違ひ事を生ぜしめないやうにしなければならぬといつてある。

當時廣東におけるイギリスの貿易は政府の一大収入源をなし、また貿易貨物の揚陸、船積、輸出貨物の製造運輸等により多數の地方人民に職業を與へ、支那としても實はこれを禁止し難きものとなつてゐた。總督等地方官憲はこの収入及び貿易の持續に對し責任あるはずなるに、イギリス等の外國は支那の茶、絲を絶對に必要とするから、一たび貿易の停止を以て脅威すれば、その生計は立ろに窮するから、容易にこれを屈服せしむるを得、貿易を禁止するまでの必要がないと考へ、輒もすれば貿易の停止を口實として、これに制限を加へんとした。西曆一八一四年イギリス軍艦ドーリス (Doris) 號がアメリカ船を捕獲してマカオに拉致し、またその一ボートが一アメリカ船をマカオ近傍より虎門、黃埔に追窮して捕獲したる時、兩

廣總督は支那人民のイギリス人のために勞役に服するを禁じ、イギリス船用ボートの廣東河往來を禁じ、またイギリス船の荷積を妨げるやうな手段を講じた。東インド會社の貿易特許權は西曆一八一三年に繼續したのであるが、この繼續は會社がイギリスに對して支那茶の規則正しき供給を保證することを條件としたものであるから、廣東貿易の停止は、支那人の考へたやうに、イギリスの一日も缺くべからざる茶、絲の供給が斷絶される點において困るよりも、實は會社の存廢に關する點において困るものであつた。西曆一八一四年以來廣東に於けるセレクト・コンミッテイーの首班たりしジョージ・トーマス・ストーンはそれを知りながら、また到底總督等廣東官憲の貿易を禁止し難き事情を熟知し、強硬の態度を以てこれに臨まば貿易の禁止を見るに至らずして、貿易上における種々の苦情の原因を除かしむるを得べしと考へ、

イギリス人をして悉く廣東を引あげしめ、自から黃埔にあるイギリス船と共に河を下り廣東貿易を絶たんとする意を示すに至つた。イギリスが飽くまで屈せざれば支那人も困る如く、支那が飽くまで屈せざればイギリス人も困ることは同様であつたが、ストーントンの強硬な態度は一時支那を屈せしめしごとく、その提出せる八ヶ條の要求に對して、總督は大體同意の回答をなしたといふことは、イギリス側の記録 (Amber, China; Martin, China; James, English in China.) 等に見えてゐる。それは漢文の照會により内容を調べらるゝことなく官憲と交渉をなすことを許すべし、地方官僚は當然なすべき豫告なく商館内に入らざるべし廣東黃埔間のポート通信は開放せられ、平常通り自由たるべし、支那人民を苦力、荷擔夫、熬茶夫、厨夫その他の勞役に備使するを得べし、軍艦は貿易船の黃埔碇泊中平常の錨泊地川鼻、伶仃等に繫留

するを許すべし、但し貿易船の出帆と共に出帆すべし、軍艦商船間に所定の給票處において通行票を受領せるポートの通信を許すべしといふ様な回答で、イギリス人あての告諭にイギリス人を單に外國人たる故に侮蔑し賤視する文辭を用ゐざることの要求に對しては、満足の回答がなく、また支那軍艦のインド商船砲撃を禁ずることの要求に對しては、インド商船に對する砲撃は虎門塞に報知のためであつたとの不得要領の回答であつた外、大體においてイギリスに有利な回答であつた。別に總督は、支那皇帝に進達せんとする呈文は、従前通りイギリス文(夷語)を以てすること、重大な事件は總督あて、貿易事務は粵海關監督あて、地方的事務は地方官吏あてに稟申すること、ポートの虎門通過に關しては今後協定すること、外國人に關係する支那人民の裁判事件について告知をなすこと等の追加章程を定めたといふことで、イーム

スはこの追加章程は總督の前述の回答と共に、實に西曆一八三四年東インド會社の貿易獨占權廢止の時に至るまでのイギリス支那兩國間の交通を規定せる原則であつたごとく述べてゐるのである。

しかるに支那の記録によると、兩廣總督蔣攸銛は人民が私に夷人のために服役すること、洋行（行商）が夷式（外國式）の家屋を建築し、店舗が夷字の店號を用ゐることを嚴禁し、また行商人の外國人に對する負債を精査し、資力少なきもの（身家淺薄之人）を行商に濫充することを禁じ、並びに内地人民の夷館（商館）に私往することを禁ずるといふやうな夷商貿易章程を奏定したといふことである。これは嘉慶十九年十二月二日の上諭に見え、總督がストーントンの要求に對し、イギリス人は支那人民を隨意傭役の契約をなすことを得るといふやうな回答をなした西曆一八一四年十一月二十九日即ち支那曆嘉慶十九年十月十八日より四十餘

日の後であるから、彼はこの回答をなした後、人民が夷人のために服従することを禁ずるといふやうな夷人貿易章程を奏定したことになる。これは兩廣總督がイギリス人を一旦貿易の停止を以て威して見たが、利かなかつたので、その要求を許容し、その貿易に便宜を與へるやうな回答をなして喜ばしながら、さういふことは朝廷の認許を得べくもないことを知り、彼等の自由を拘束し、その貿易に不便を與へるやうな夷人貿易章程の制定を奏請したもので、朝廷を欺むいたものでなければイギリス人を欺むいたものである。夷人貿易章程の内地人民の夷館に私往することを禁せる條項も、回答の地方官吏の豫告なく妄りに商館に入ること禁せる條項と違ひ、行商以外支那人との貿易を嚴禁したものであり、また行商の夷債を精査して資力薄き商人の行商たることを禁せる條項も、益々行商即ち特許商人の數を減少するものに

て、イギリス人の貿易を制限し、自由を拘束したものである。

エリスはアーモースト卿支那奉使日記 (Henry Ellis, Journal of the Proceedings of the Late Embassy to China) において、ストーントン等管貨人の成功は、イギリスの貿易の廣東省及び省政府に對する絶對重要性を確立せるもので、外國人の要求はたとひ道理により支持され、慣例により是認さるゝものであるとはいへ、管貨人等をしてイギリス人、イギリス商船をして廣東を退去せしむるごとき強硬手段を取らなければならぬやうな種々の困難に遭遇せしめたる後、支那の國民的個人的偏見をして終に讓步服従せしむるに至りしは、わづかにこの重要性に歸するもので、イギリス政府の當然の支援があつたならば、さういふ困難もなくしてそれができたであらうといふやうな意味を述べてゐる。東インド會社がイギリス王の名を以

て北京朝廷に使節を特派せんことをイギリス政府に促がすに至りしは、西曆一八一五年勿々で、管貨人等がイギリス政府の支援なきため、廣東において地方官憲の壓抑により非常な困難に遭遇しつゝあることの報告を得た時からであつた。この困難はストーントンの強硬な手段により一時イギリス人に有利に解決したとしても、廣東官憲の回答によつて保障さるゝだけで、支那皇帝の保障がない以上、今後もイギリスとしてその續出を覺悟しなければならなかつた。その度ごとにイギリス自から貿易を停止し、非常な損失を覺悟して、強硬手段を繰かへすとしても、成功すればよいが、いつでも成功するとは限らない。それよりはベンガルなり、イギリスなりより、支那皇帝に對して使節を派遣し、その當然の保護と保障とを求むることとは最も機宜の方法ではないか。これは當時管貨人等の齊しく抱いた考へであつた。それに兩廣總

督の回答によりイギリス人の要求は許容されたものと思つてゐた矢先き、彼により措辭において、精神において、全然この回答を裏ぎつた上奏がなされたことを聞いて、イギリス人はいかに失望したか。

東インド會社は今さらに廣東官憲の誹詐欺瞞に驚きあきれ、これを黙認してはイギリスの貿易の前途甚だ望み少なきことを感ずるに至つた。これはさういふ事實の真相が支那皇帝に隱蔽されてゐるためでないか。もしイギリスの貿易が廣東省の收入として、國庫の收入としても絶對必要であることが支那皇帝に分明になれば、必ず廣東官憲をして恣いまゝに妨害し或は停止するやうなことをなさしめぬやうに相當の處置を講ずるであらう。さういふ考へから、東インド會社はイギリス政府に、

支那に對してイギリス王の使節を特派することを建議し、イギリス政府もその必要を認め、西曆一八一六年即ち嘉慶二十一年アマート卿(Lord Amherst)

(註)を特命全權大使として、東インド會社の費用支辨にて北京朝廷に派遣するに至つた。

エリスによると、東インド會社はこれによつて支那政府をしてストーントン等の要求を承認したる兩廣總督の回答を承認せしむる外、管貨人等が自から適當と思惟する支那商人を使用すること、イギリスの公使駐劄もしくは文書照會等の方法により北京政府と直接交通する途を確立することを承認せしめんとしたといふことである。管貨人等が自から適當と思惟する商人を使用するとは、これを行商中に加へしむる意味であらう。行商が資力が薄いといふ理由で、益々その數を限定せらるるやうでは貿易が益々困難となることをおそれたものであらう。

イギリス製造品の販賣擴張に便するため、北方の一貿易港を開かしむることは、イギリス政府のこれに附加したる唯一の要求事項であつたといふ

こともエリスに見えてゐる。

アマースト卿の乗船はマカートニー卿の場合のごとく貢使と記した旗を掲げたことは、デヴィスの『支那』(Davis, China) に見えてゐるが、アマースト卿はマカートニー卿同様これを黙認した。しかし三跪九叩の禮に對してはマカートニー卿同様非常に苦心した。マカートニー卿はこれを行はずして謁見するを許されたが、それは唯一の例外で、これまでその外にこれを行はずに謁見を許された例はなく、近く西曆一八〇五年即ち嘉慶十年にロシアの使節ゴロヅキン伯がこれを争つて、途中より追ひかへされた事實は中外の耳目に新たに、アマースト卿の場合にこれが問題とならないとは豫想されぬことである。これを争へば謁見ができず、随つて重要な使命を達することができないとすれば、寧ろ東洋野蠻國の特殊な風習と見なして、これを遵行するを便宜としないであらう

か。それともイギリス國民の品位を毀損し、その結果廣東貿易に不利の影響を及ぼすものとして抗争すべきであらうか。イギリス政府は一にこれをアマースト卿の機宜の分別に委したのであるが、謁見したところでさういふ使命の達せらるべくもないことは、マカートニー卿の使命が失敗に歸したところでも明かであるにかゝはらず、それを十分理解しなかつたから、政府自身としては寧ろ前者に傾いた。後者に賛すれば謁見を許されず追ひかへさるゝは必定で、それでは使節派遣の意味がなくなるわけだが、使節派遣の原議者たる東インド會社はかへつてこれに傾いた。

果して西曆一八一六年八月十三日即ち嘉慶二十一年閏六月二十日天津賜宴の時から三跪九叩の禮は問題となつた。工部尙書蘇楞額は長蘆鹽政廣惠と會同して英使を迎接することを命せられたが、天津において筵宴を賜ひ、アマースト卿をして三跪

九叩の禮を行はしめ、それが式通りにできれば即日帶領して來京し、もし式通りにできなければ具奏して諭旨を待つべしとの嘉慶帝の面諭を受けたといふにかゝはらず、アマースト卿をして、謁見の時でも三跪九叩の禮を行ふことはできない、マカートニー卿の前例に従ひ、イギリス王に對すると同様の禮に依るべし、それですら重大な禮で豫じめ演習することはできない、皇帝の牌位香案に對しては、イギリス王の玉座に對する時と同様、一度の弓身俯首の禮は當然なるも、九度の弓身俯首をなして特に敬意を表すべしとの主張を醸へさしむることができず、賜宴の翌日において帶領し進京の途に上つたのは、どうしたことであらうか。アマースト卿が跪叩の禮を行はないからとて、直ちに帶領して進京しないやうでは不面目であるとし、何とか途中で説得の方法があらうと考へたのか、それともアマースト卿の主張を上奏すれば、

特旨を以てその國禮謁見を許さるゝかも知れぬと考へたのか、蘇楞額、廣惠等は天津出發の日、アマースト卿を訪問し、皇帝は満足せらるべきか疑はしいといつて、非常な不安の情を示し、皇帝のアマースト卿に對する特別の恩恵を諷説し、なほ跪叩の禮に同意せしめんとして努力してをるのである。

蘇楞額、廣惠等は天津賜宴の日において、乾隆帝の時にマカートニー卿は跪叩の禮を行つたと主張し、この時父と共に隨行して親見したストーンはその證人であると主張したことは、エリス、デヴィス等に見え、嘉慶帝の上諭にも、乾隆五十八年英使臣が儀の如く跪叩の禮を行ひしことが述べである。マカートニー卿がその國禮に従つて謁見を許された事實は、支那の官書にはこれを忌諱したのか、どうも正しく傳へられなかつたやうである。エリスは蘇楞額、廣惠等はマカートニー卿の跪

叩の禮を行はざりし事實を知らながら、故意に行つたやうに主張せる厚顔無耻と誦詐とを非難してを

るが、必ずしもさうとばかりはいへぬ。嘉慶帝がマ

カートニー卿の實に跪叩の禮を行つたことを信せ

しことは、後に兩江總督孫玉庭が北京に在つて召

見垂問を受けし時、乾隆五十八年に英夷が方物を

貢し、その使が北京に至りし時、中國禮拜の儀に

倣ふ能はざりしこと、大班同嗜味ストレストが廣東巡撫署に

おいて皇帝の賞物を拜領したる時に、弓身俯伏し

て叩頭の禮をなさりし親見の事實を述べ、弓身

俯伏は夷禮の免冠頓首に當る最敬禮で、今の貢使

は即ちその同嗜味ストレストなれば彼の時に謹しんで、此の

時に驕るといふわけがないといつて、嘉慶帝の不

快の情を解いたといふのでも明かである (國朝先

正事略、薛福成出使日記三。鄭潜紀聞に、乾隆五

十八年英使が引對に當り自から拜跪を習はずと陳

じたるも、強いて止だ一膝を屈せしめんとせしに

殿上に至るに及び、覺えず雙跪俯伏したといつてある。支那の記録の信じがたき證據である。

蘇楞額は天津出發の二日後即ち八月十六日アマ

ースト卿を訪問し、その故らに面諭の旨意に違ひ

彼をして演禮せしめず直ちに帶領して天津より

進京の途に上りしことを痛責されし上諭に接せし

ことを述べ、皇帝はこの上諭において、乾隆五十

八年マカートニー卿が儀の如く跪叩の禮を行つた

例がある、此の次に至つて改異を容すわけにいか

ぬ、跪叩の禮を行はざれば謁見を許さぬといつて

をすることを告げ、この上は諾否二つに一つの返答

をせられたしと要求したので、アマースト卿は自

分と同一の官位を有する一滿洲大臣がイギリス國

攝政王太子の肖像畫に對して叩頭の禮を行ふにお

いては、自分も皇帝の意に副ふことを辭せざるべ

く、それができなければ支那皇帝より將來イギリス

に派遣することあるべき大使をして、イギリス國

王に對して跪叩の禮を行はしむべしとの勅諭を發せらるゝにおいては、自分も敢て叩頭の禮を行ふを憚らざるべしとの提議をなし、更に翌日支那官憲はアマースト卿を訪問し、さういふ提議は上奏し難しといふに及び、それならば、叩頭と同數の跪俯首を行ひ、毎跪三俯首の禮を三度繰返へすべしとまで讓歩したが、それが上奏せられざる間に、禮部尙書穆克登額、理藩院尙書和世泰はアマースト卿を通州に迎接して演禮せしめ、支那曆七月六日(八月二十八日)を限となし、その限内において演禮儀のごとくなれば、直ちに帶同して來京すべく、もし限内において、なほ儀のごとくならざれば、實に據つて參奏し、諭旨を待つべしとの上諭は發せらるゝに至つた。八月十七日蘇楞額、廣惠等の屬官はアマースト卿を訪問し、穆克登額、和世泰等は必ずその面前において跪叩の禮を演習し、また御座前においてこれを行ふことを要求すべし、そ

れならば蘇楞額、廣惠等の面前においてこれを演習することができないか、それなれば皇帝は満足せらるべしといつたことがエリスに見えてゐる。

アマースト卿は八月二十一日から八月二十八日までの八日間の通州滞在の間に和世泰等に前後三回會見してをる。第一回は二十二日で、この時和世泰はアマースト卿の演禮を親見するために來たことを述べ、跪叩の禮を遵行しなければ追ひかへさるゝ外がないといひ、第二回即ち二十七日アマースト卿往訪の時にも、彼は大皇帝の高貴の地位を考へても、これを遵行するが適當なりと勸説し、アマースト卿はそれには皇帝よりイギリス王に對しステートメントを發し、マカートニー卿が跪叩の禮を行つたといふ親見の事實を記して、自分のために執成さるゝ必要ありといひ、また今次の使節に關して、これを禮待優遇するやうな辭句の上諭を發せらるゝ必要ありといひ、進んで廣東におけ

るイギリス商館長と北京政府との直接交通を要求するに及び、和世泰は前の二點に關しては同意なるも、後の一點に關しては皇帝の意によることで、自分は今それについて何等の意見を述べることができない、しかし跪叩の禮を遵行せよ、然らば北京において汝の親友たるべしといひ、アマーシト卿はこの問題は今後更に考量する積りであるといつて談判を打切るや、和世泰は明日は北京出發のはずである、數時間内に自分の答訪の時に考量の結果を承はりたいといひ、アマーシト卿はストーントン等と、皇帝の御座前において跪行の禮を行ふの可否について最後の相談をなし、アマーシト卿自身はエリスと同意見で、これを抗拒する場合の不利なる結果と、その重要な使命の目的を達成すべき好望とを考慮し、ストーントンさへ反對でなければ、皇帝の意に従ひ跪叩の禮を行つてもよいといふ考へであつたが、ストーントンは他の

管貨人等と商議し、それは到底會社の利益に有害であるとの結論に達し、アマーシト卿も終にこれに従ひ、跪行の禮は行ひ難いとのことを和世泰に通牒することになり、第三回即ち同日和世泰が答訪の時の會見において、和世泰がアマーシト卿の出發は明日（八月二十八日）、最初の謁見は八月三十日と勅定せられしことを告げし時、アマーシト卿は和世泰の答訪はあまりに早く、さきの通牒を讀んで來たか、不安であつたから、準備でき次第出發することは異存なきも、自分の通牒は御承知かと質問せしに、和世泰はうなづき、いさゝか故障はない、萬事落着したと、にこゝ顔で辭去し、後に残つた廣惠も、アマーシト卿が念を押し、さきの通牒は跪叩の禮の行ひ難き旨を明かにしたものである、誤解なきやう望むと述べしに對して、事は今や落着した、十分安心したがよい、禮節のことはもういふまい、この上は皇帝の寛大仁厚に

信賴すべしといつたので、アマースト卿は跪叩の禮を行はずに謁見を許さるゝことになつたものと信じきつて、翌日早朝からせき立てらるゝまゝに準備を急ぎ、午後五時通州を出發したことは、エリス、デヴィス等に詳述されてをる。然るに通州から終夜行進を續け、北京城の外壁を迂廻して、二十九日拂曉宿泊所と定められし海甸を素通りして、圓明園の宮門に導かれ、三十日の謁見は今朝に變更されたとして、即時謁見を命ぜられたので、アマースト卿は疲勞甚だしく、かつ禮服等の準備も一切できず、それに大事な信任状もなく、謁見はできない、いかに強ひられても、病氣だから仕方がないと頑張り、和世泰も來て、百方勸説し、「你們的禮」にて謁を許さるべしとまで、なだめたりすかしたりしたが、應じなかつたので、皇帝の激怒を蒙ぶり、即時追ひかへさるゝことになつたのである。

嘉慶帝のイギリス王に對する勅諭に、英使は天津においては禮節に違はなかつたが、我が大臣に對し、期に臨んでは跪叩を遵行し、儀をあやまるやうなことはしないと面告したので、我が大臣等はそのことを以て入奏したといつてある。我が大臣とは和世泰等を指したものであらう。また嘉慶帝の上諭に、七月六日(支那曆)即ち西曆二十八日和世泰等は嘉慶帝の詢問を受け、免冠頓首して、實は使臣は未だ禮節を演習してをらぬが、明晨の進見までには必ず儀のごとく跪叩の禮を行はしむべしと上奏したことが見えてをる。エリスによると、二十九日朝和世泰はアマースト卿に對し、「你們的禮」にて謁を許さるべしといつてをる。

また嘉慶帝のイギリス王に對する勅諭によると何日に謁見、何日に正大光明殿の賜宴頒賞、同樂園の賜食、何日陞辭、萬壽山拜觀、何日太和殿頒賞、何日禮部筵宴、何日退京といふアマースト卿

謁見の行禮日期儀節は豫じめ定められ、和世泰等はこれをアマースト卿に告知しなければならぬことになつてゐたのである。謁見は支那曆七月七日で、その前日和世泰は嘉慶帝に明晨の進見までにはアマースト卿をして儀のごとく行禮せしむべしと面奏してをる。しかるにエリスによると、和世泰は八月二十七日即ち支那曆七月六日アマースト卿に對し、謁見は三十日即ち支那曆七月八日に勅定されしやうに告げてをる。

和世泰はどうしてかういふ小策を弄したか、彼はアマースト卿の疲勞を極め、かつ準備なきに乗じて急に強迫して皇帝の御前に引出し謁見せしむれば、これを屈讓せしむることができるとでも考へたものか、それともさういふ無理なことを以て強ゆればアマースト卿は必ず謁見を辭するであらう、さうすればアマースト卿に罪を歸することができ、アマースト卿が謁見には必ず跪叩の禮を行

ふべしと面告したと偽奏したことが暴露せずしてすむべしとでも考へたものか。

嘉慶帝は後に廷臣を召見して、アマースト卿が通州より行走一夜圓明園に達し、朝服は到着せず便服では謁見ができないといつて辭したと聞かされ、何故に和世泰はこれを奏明しなかつたか、奏明すれば謁見日を延期し禮を成さしめて返へすところであつたと悔恨の上諭を下してをるが、和世泰はそれを奏明したところで、アマースト卿は謁見の時には必ず跪叩の禮を行ふべしとの和世泰の偽奏を信じてゐた嘉慶帝は、果してアマースト卿をして禮を成さしめて返へすことができたであらうか。

嘉慶帝が兩廣總督をしてアマースト卿に傳へしめた諭旨に、汝等は福分淺薄で、宮門までも來て天顏を瞻仰することができなかつたが、大皇帝は國王の慕化輸誠憐念し、貢物を酌收して、貴重の

品物を賞賜するから、天恩に感激して、迅速に歸國し國王に恩意を傳へよといつてあり、またイギリス王に對する勅諭にも、汝の國は中國を距るゝと遠遠で、使節を派遣するは容易でない、それと中國の禮節に暗習しない使節に對して、禮節のことで重ね々々唇舌を勞することは實にいやだ、今後使節の派遣は見合はせるがよい、歲時來朝するから、化に向ひ、來朝しないから化に向はないといふのではない、汝の國の人民を輯和し、汝の國の疆土を慎固すればそれでよい、朕はそれを嘉するのであるといつてある。嘉慶帝はイギリス王が中國大皇帝の化を慕ひ、天顏を瞻仰せしむるため使節を派遣したやうに考へてをる。アマースト卿の使命の失敗は當然といはなければならぬ。